

# ○岩見沢市市内業者及び準市内業者の認定要領

平成20年11月25日制定

(趣旨)

第1条 岩見沢市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下、「資格者」という。）を市内業者及び準市内業者（以下、総称として「市内業者等」という。）として認定するにあたり、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 市長は、資格者のうち、要件を満たした者を、「市内業者」又は「準市内業者」として認定し、前条の名簿に明示する。

2 市長は、前項の認定結果を競争入札の参加資格条件又は、指名基準における資格者の営業所等の所在地に関する条件として活用することができる。

(認定要件)

第3条 市内業者の認定要件は、次に掲げるものとする。

(1) 本店又は本社（以下、「本店等」といい、建設工事にあつては、「主たる営業所」として建設業法の規定による許可を受けていること。）を岩見沢市内に有していること。

(2) 前号の本店等は、審査基準日現在において2年（設計等にあつては、1年）以上事業を営み、かつ、次の要件を満たしていること。

ア 事業用の建物であること。また、兼用住宅にあつては、居住部分と事業用部分が完全に分離しており、入口も別であること。

イ 営業所の所在を明らかにした看板又は表札を設置していること。

ウ 営業に必要な固定電話、ファクシミリ及び事務用什器等を専用で備えていること。

エ 営業所の代表者以外にも直接雇用した職員が配置されており、常時連絡が取れる体制にあること。また、固定電話は転送されないこと。

オ 建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者（建築設計及び測量にあつ

ては、法令に定められた技術職員）が専任で配置されていること。

カ 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を常に備えていること。

キ 営業所の代表者が IC カードによる岩見沢市電子入札システムへの利用者登録を完了している場合にあつては、当該システムの利用に必要な設備として、パソコン、プリンタ、カードリーダー及びインターネット接続環境を整えていること。

2 準市内業者の認定要件は次に掲げるものとする。

(1) 支店又は営業所（以下、「支店等」といい、建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた営業所であること。）を岩見沢市内に有し、かつ、本店等から年間委任状が提出されていること。

(2) 前号の支店等は、審査基準日現在において2年（設計等にあつては、1年）以上事業を営み、かつ、前項第2号アからキまでの要件を満たしていること。

（調査票の提出）

第4条 市長は、前条の認定をする上で必要と認めたときは、市内業者等に該当する資格者に対して、営業所に係る調査票（様式第1号。以下、「調査票」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、提出を受けた調査票に基づき、当該営業所等を訪問し、現場の確認や聴き取り等の実態調査を行うことができる。

（改善の指示）

第5条 市長は、実態調査の結果を当該資格者に口頭又は文書により通知し、改善を要すると認められる場合には、改善策について報告を求めるものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて再調査を行うものとする。

（認定の取り消し等）

第6条 市長は、調査票を提出しない者、実態調査に協力しない者、実態調査及び再調査によって第3条の要件を満たしていないと認められる者に対しては、市内業者等としての認定を行わない。また、既に認定を受けている場合にあつては、その認定を取り消すものとする。

2 実態調査及び再調査の結果、調査票の内容に重大な虚偽が判明した場合には、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準別表第1-1（虚偽記載）に該当するものとして、必要な措置を行う。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の施行前についても行うことができる。